

過疎地域持続的発展支援交付金について

総務省 地域力創造グループ[°] 過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 人口減少の加速、公共交通手段・医療福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題

⇒「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施

※令和3年度から令和12年度までの時限立法 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに
「人口減少要件」及び「財政力要件(※)」により判定

※ 直近3か年の財政力指数：0.51以下



関係市町村数	885団体 (51.5%)
人口 (R2国調)	1,167 万人 (9.3%)
面積 (R2国調)	238,675 km ² (63.2%)
※括弧内は全国に対する割合	

3 主な支援策

- ① 過疎対策事業債（令和8年度計画額 6,100億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② 国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ 税制等の特例（所得税・法人税にかかる減価償却の特例、地方税の課税免除等に係る減収補てん措置）

※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

- ④ 過疎地域持続的発展支援交付金（令和9年度概算要求額 11.2億円）
- ⑤ 集落支援員・都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域持続的発展支援交付金

R9 概算要求額 1120百万円
(R8 当初予算額 805百万円)

- 地域において、次の4つの枠組みで地域活力の向上に資する取組を支援。
- 特に、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いAI技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援（特別枠の創設）。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等
※過疎地域以外も活用可能



- (事業主体) 地域運営組織等
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 集落課題の解決に資する幅広い事業
(補助率) 限度額 1,500万円の定額補助 ※下記事業は限度額を上乗せ
- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 専門人材を活用する事業 | + 500万円 |
| ② AI、ICT等技術を活用する事業 | + 1,000万円 |
| ③ 上記①と②を併用する事業 | + 1,500万円 |

3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

- (事業主体) 過疎市町村
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
(補助率) 1/2 以内 ※交付対象経費の限度額あり
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施する AI、ICT等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ



- (事業主体) 過疎市町村、都道府県（人材育成事業のみ）
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
⇒ AI、ICT等技術を活用した幅広い事業が対象
(補助率) 限度額2,000万円の定額補助
都道府県は、1/2又は6/10(財政力指数0.51未満)

4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

- (事業主体) 過疎市町村
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
(補助率) 1/3 以内 ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R9 概算要求額：430百万円
(R8 当初予算額：400百万円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。
- 特に、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いA I 技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援(特別枠の創設)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 **地域運営組織等**の集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 **1,500万円(定額補助)**

下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
- ② **AI、ICT等技術を活用する事業** 2,500万円(+1,000万円)
- ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

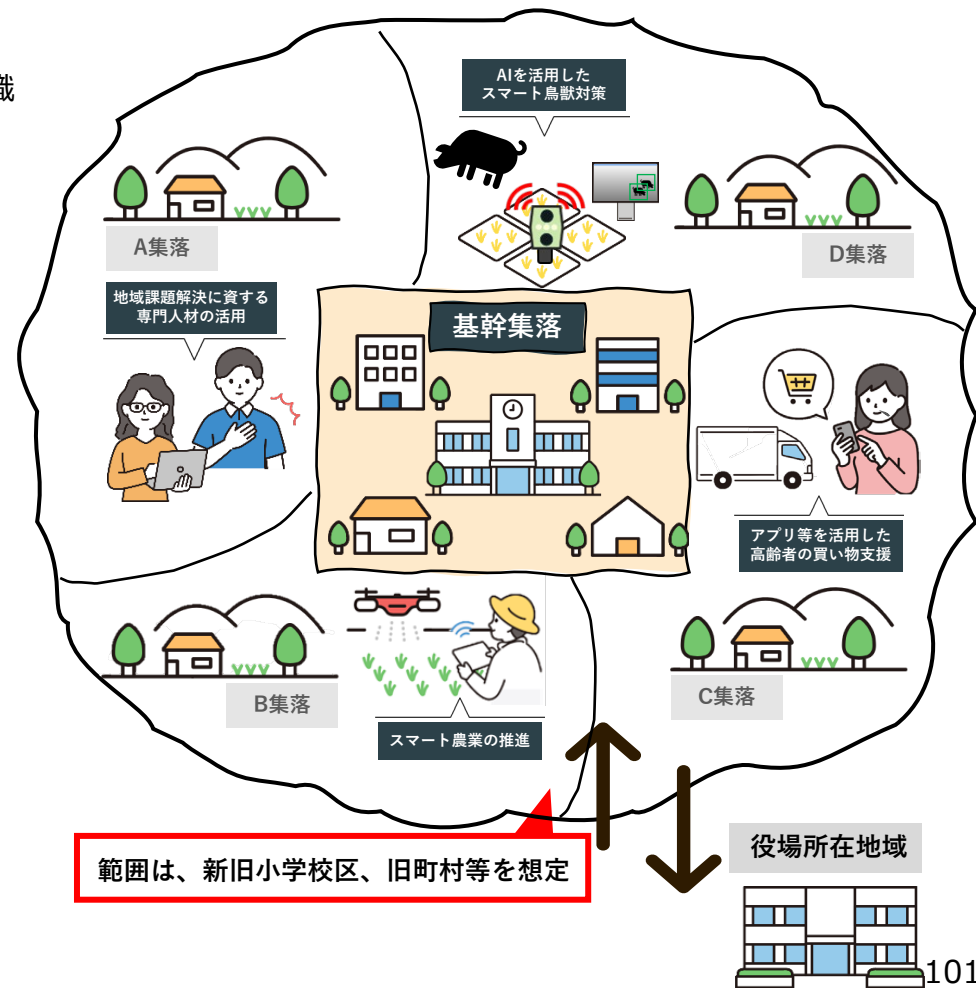
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、AI、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者 等

② AI、ICT等技術活用のイメージ

AIを活用したスマート鳥獣対策、ドローンを活用した買物支援、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等
※AI技術活用特別枠は、**AI技術の活用による最適化・自律化・省人化等**を通じた、**地域課題の解決事業が対象**

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



- 過疎地域の持続的発展に必要なAI、ICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。
- 特に、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いAI技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援（特別枠の創設）。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 **過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- (3) 対象事業

- **AI、ICT等技術活用事業（過疎市町村のみ）**

- ・ AIデマンド交通
- ・ AIを活用したスマート鳥獣対策
- ・ AIを活用した管路劣化予測
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信 等

※ AI技術活用特別枠は、**AI技術の活用による最適化・自律化・省人化等**を通じた、**地域課題の解決事業が対象**

- **人材育成事業（過疎市町村、都道府県）**

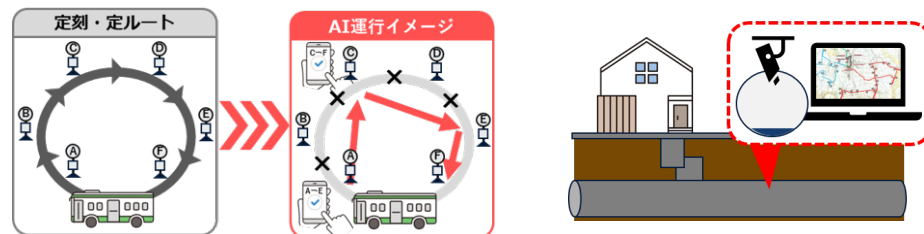
- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※ **育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ**

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、
地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、
地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

- (4) 交付対象経費の限度額 **2,000万円**
- (5) 補助率 過疎市町村 **定額**
都道府県 **1/2 又は 6/10**（財政力指数0.51未満の場合）

AI、ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

- ・ 地域巡回バスの代替交通としてAIデマンドを実施
- ・ AIを活用した管路劣化予測による漏水リスクの算定
- ・ オンラインでの健康相談体制の構築 等



人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし、都道府県主催で行う
地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

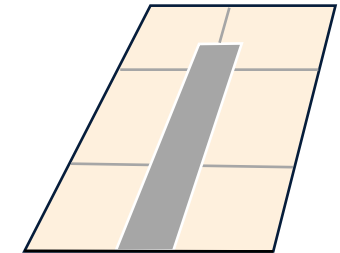
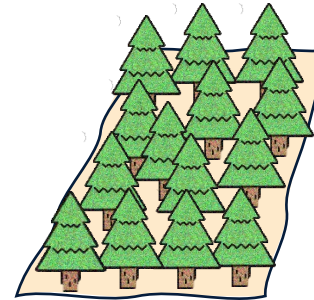
(2) 実施主体 **過疎市町村**

(3) 補助率 **1/2 以内**

定住促進団地整備事業のイメージ

交付対象経費の限度額

761.2万円 × 戸数

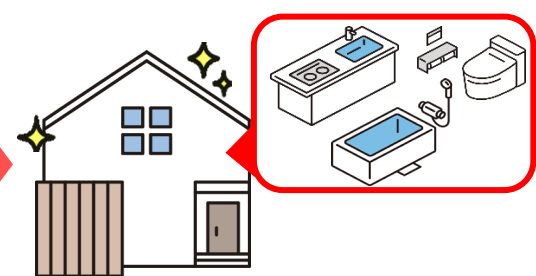


過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業のイメージ

交付対象経費の限度額

400万円 × 戸数



過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修

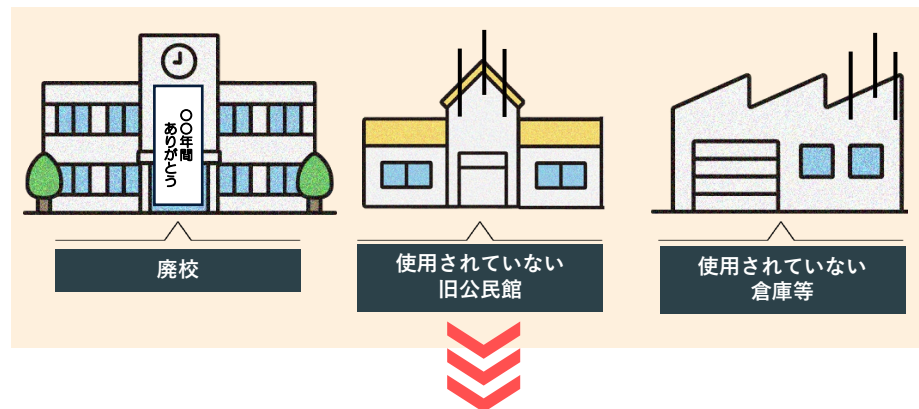
- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

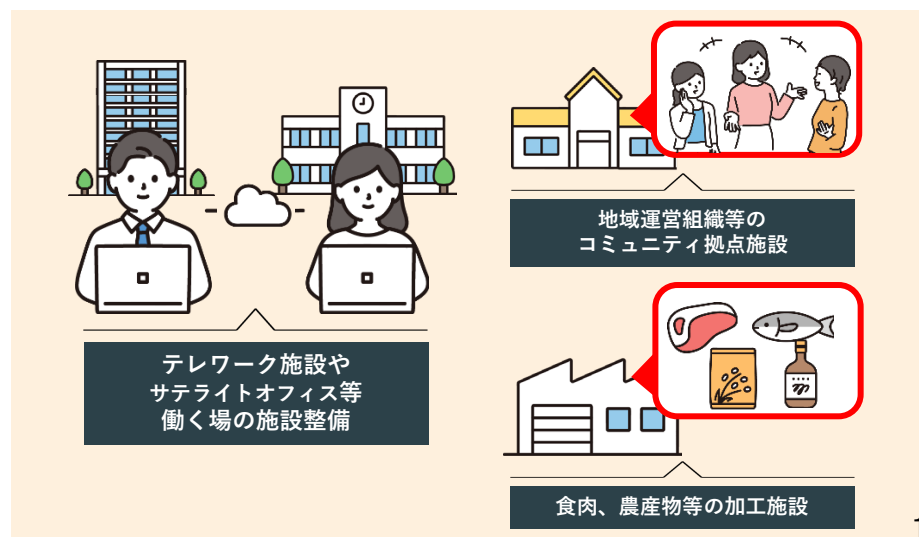
過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 事業主体 | <u>過疎市町村</u> |
| (2) 交付対象経費の限度額 | <u>6,000万円</u> |
| (3) 交付率 | <u>1/3 以内</u> |

事業のイメージ



過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



<税制改正要望> 国税（所得税・法人税）の税制の延長 （過疎地域における事業用設備に係る割増償却）

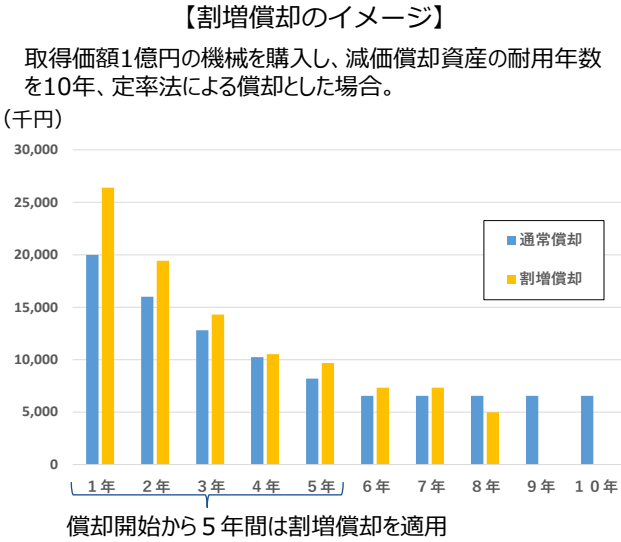
本年度末が期限である過疎地域における事業用設備等に係る割増償却（所得税・法人税）の現行措置（下記）について、**2年間（～令和11年3月31日）延長**するよう要望する。

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ **課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援**

事業者の規模 （資本金）		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の取得等 （取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象 業種・ 取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売 業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		



2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

[参考：令和6年度 適用件数、適用額]

適用件数	適用額 （償却限度額）
122件	12億7千万円

<地方財政措置要望> 地方税の課税免除等に対する減収補てんの延長 (過疎地域における地方税の減収補てん措置)

本年度末が期限である普通交付税による過疎地域の地方税の減収補填措置の現行措置（下記）について、**2年間（～令和11年3月31日）延長**するよう要望する。

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種 ・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地



**都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん**

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)
※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

[参考：令和6年度 適用件数、適用額]

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

	件数	適用額
事業税	593件	6億3千万円
不動産取得税	358件	15億7千万円
固定資産税	2,233件	57億8千万円

過疎地域における集落の現況把握調査結果の概要

調査の目的等

- 集落の最新の状況を把握する目的で国土交通省と総務省が合同で定期的（５年前後ごと）に実施。
- 令和６年４月１日時点で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）により過疎地域に指定された地域（８８２市町村※）の回答を集計

※東日本大震災による原発事故被災地関係の３町村を除く。

ポイント

- ６５歳以上の割合が５０％以上の集落の割合 ⇒ 約１０ポイント増加
- 「維持が困難」になっている集落の割合 } ⇒ 大きな変化なし
- 「無人化の可能性のある」集落の割合 }
- 集落支援員や地域おこし協力隊等が活動する集落の割合 ⇒ 約８ポイント増加



高齢者割合の高い集落が増加傾向にある中で、集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材の増加が集落機能の維持が困難な集落や無人化の可能性のある集落の増加を食い止めている。

調査結果の主な内容

	前回調査（令和元年） 【旧法 対象：814団体】	今回調査（令和６年） 【新法 対象：882団体】
・集落数	６３，２３７集落	６８，５０６集落
・集落人口	１，０３５．８万人	１，０８１．０万人
・１集落当たりの平均人口	１６３．８人	１５８．０人
・住民の半数以上が６５歳以上である集落の割合	３２．２％	４２．４％
・集落機能の「維持が困難」な集落の割合	４．１％	３．９％
・「無人化の可能性のある」集落の割合	５．０％	４．９％
・サポート人材が活動する集落の割合	３４．８％	４２．９％

【参考】・集落支援員数（専任） R1：１，７４１名 → R6：２，６４５名 ・地域おこし協力隊員数 R1：５，５０３名 → R6：７，９１０名

集落支援員

- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**や
その取組主体となる地域運営組織などをサポート

必須業務

集落支援員の活動イメージ

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、
住民とともに集落点検
を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、
住民と市町村との間で集落の現状、課題、
あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、
住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！



③ 集落の維持・活性化に向けた取組や 取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任 500万円 ※2

兼任 40万円

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

● 配置状況 (R7 年度)

専任 3,270人

兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

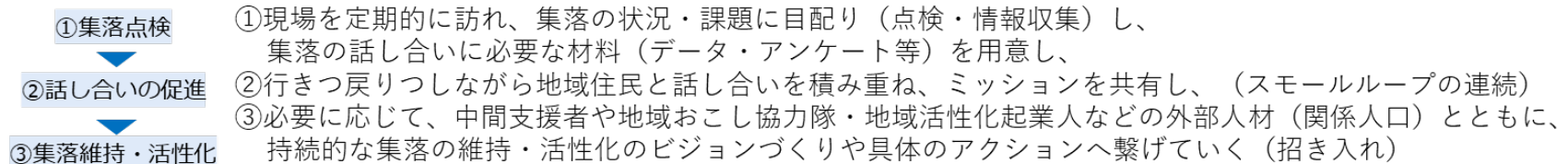
- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

POINT

【集落支援員に求められるあり方】

人口減少・高齢化が進み、集落機能が低下し、多様な課題が生じる中で、集落の暮らしを守るため、複数集落又は単位集落を対象に、継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し、集落の多様な課題を市町村と共有し、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担う者として、**地域の状況に応じた地域づくりのプロセス（※）に伴走する者**

※「地域づくりのプロセス」の一例

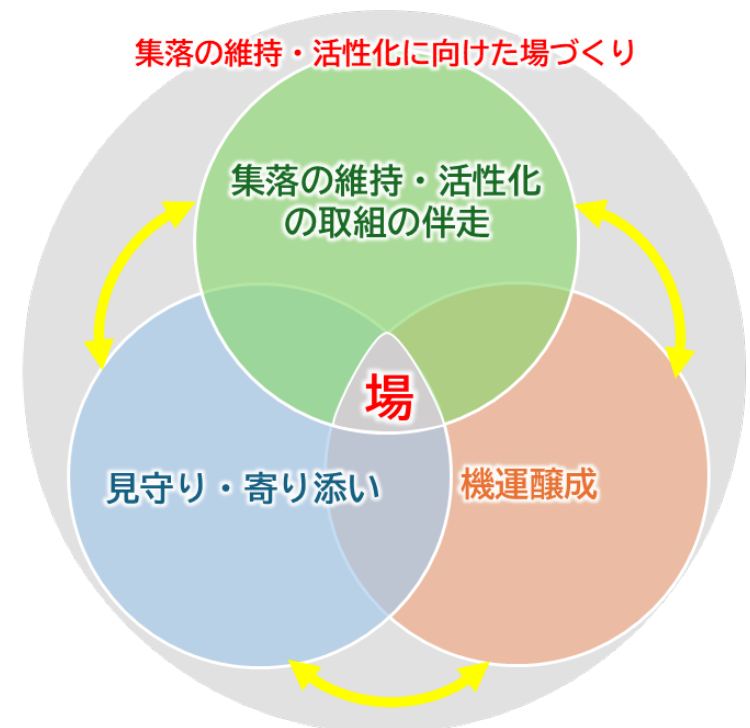


【集落支援員に期待される主な役割（ミッション）】

- 集落支援員は、集落点検、住民の話し合いの促進等の活動を通じて、**集落の維持・活性化に向けた「場づくり」**を担い、典型的には次のような役割を果たすことが想定されている。

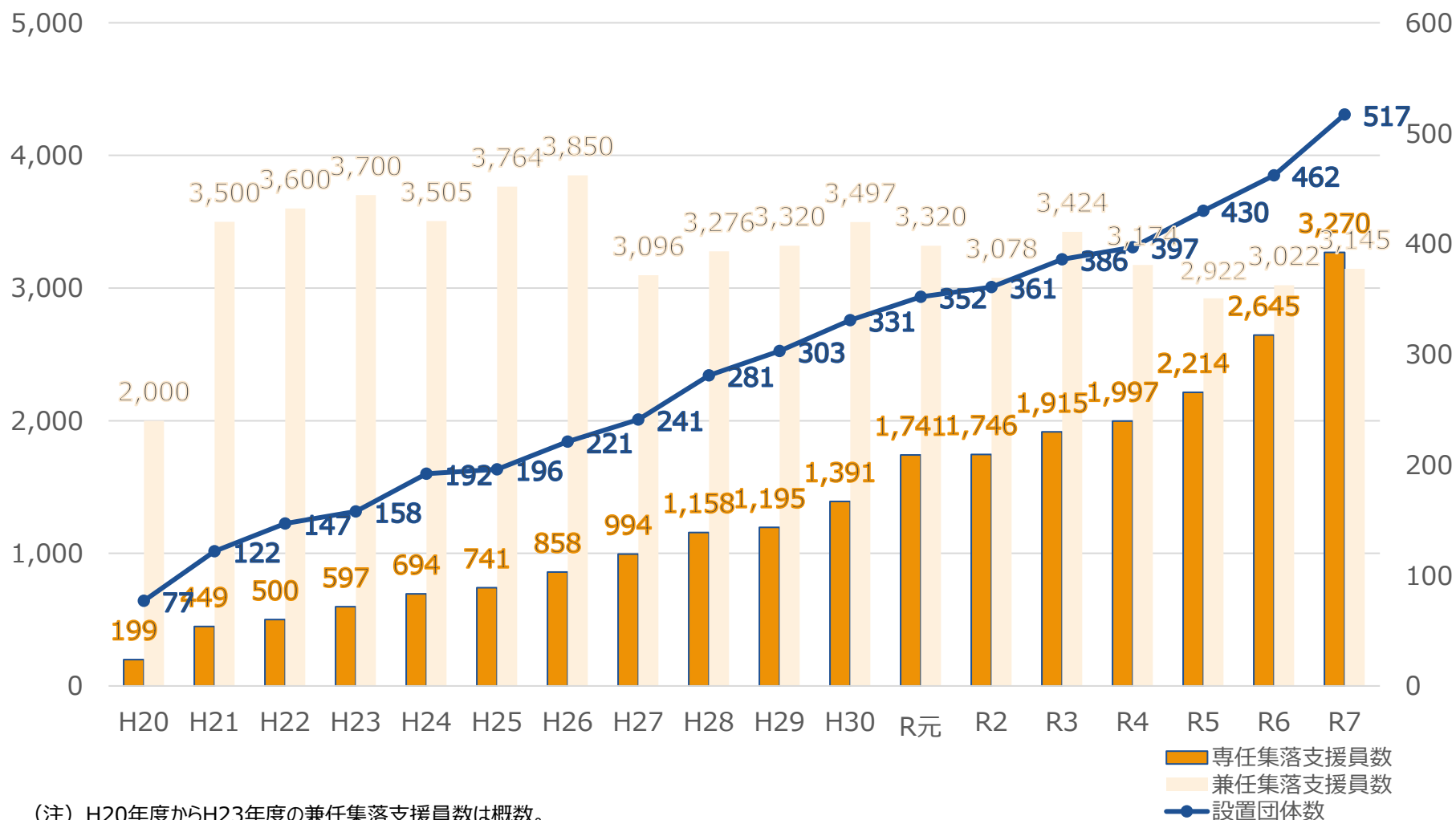
- | | |
|---|---|
| <p>イ）見守り・寄り添い</p> <p>ロ）機運醸成</p> <p>ハ）集落の維持・活性化の取組の伴走</p> | <p>個別訪問等により、集落の大小さまざまな問題等を把握し、問題解決のつなぎ役を担う</p> <p>住民の交流や共同作業を通じ、集落の問題解決のため小さな試行錯誤を重ねながら、前向きな思いを掘り起こす</p> <p>外部人材等とも連携し、具体の事業に伴走</p> |
|---|---|

（集落の状況や課題に応じて、活動の中心となる役割は柔軟に変わっていくことが考えられ、一定のものではない。）



集落支援員の人数・設置団体数の推移（H20～R7）

- 専任集落支援員は、毎年増加しており、令和7年度は3,270名。



集落支援員とクマ対策について

- クマによる被害については、令和7年度の死者数・人身被害者数がいずれも過去最多を更新するなど、深刻な問題となっている。
- 集落の巡回・状況把握等を行う**集落支援員（※）**について、その点検項目に「クマの誘引物・痕跡」等を追加し、環境省と連名で自治体に通知（令和8年7月）。

※ 一般的に、行政、農業、経営指導の経験者、NPO関係者、元地域おこし協力隊員、自治会長など、地域の実情に詳しい身近な人材に自治体が委嘱。

【通知の概要】

- クマの出没時の緊急対応や人の生活圏への出没防止につなげ、地域住民と連携して取り組む観点から、集落支援員が、日常の集落点検の一環として、住民からクマに関する情報を把握した場合などには、速やかに市町村の担当部局等に情報共有することは有効。
- この情報共有を適切に行えるよう、「集落点検チェックシート」を改正。
- クマの出没状況などの地域の実情を踏まえ、「集落点検チェックシート」の活用も含めて、集落支援員による情報共有を、対策に生かしていただきたい。
- 集落支援員の安全確保に十分配慮。

【集落点検チェックシート参考資料（抜粋）】

クマの誘引物の例



落ちた果実
(柿・栗・桃等の果実)



実が残っている木
(収穫されず実が残る木)



生ごみ・廃果
(地域・集落内でのごみの投棄)

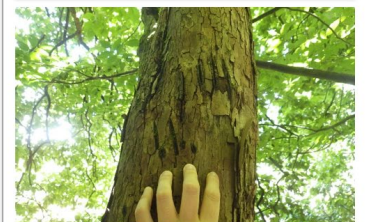
クマの痕跡の例



足跡
(人の手と同じくらいのサイズ)



糞
(食べたものが混じることがある)



爪痕
(木の幹などに残ることがある)

新 「集落点検チェックシート」について	旧 「集落点検チェックシート」について
◆5 地区力の基盤を点検しよう ◎ 地区の環境について ☐ 5-6 子どもが遊べる場所がありますか ☐ 5-7 大人が遊べる場所がありますか ☐ 5-8 避難できる場所がありますか ☐ 5-9 空き家がありますか ☐ 5-10 災害の発生しやすい場所がありますか ☐ 5-11 交通事故が起こりやすい場所がありますか ☐ 5-12 見通しの悪い場所がありますか ☐ 5-13 少量の雨で水かさの増す川はありますか ☐ 5-14 そのほか、危険な場所がありますか ☐ 5-15 騒音・悪臭のある場所がありますか ☐ 5-16 獣害のある場所がありますか ☐ 5-17 <u>クマを誘引するおそれのある、落ちた果実、実が残っている木(柿・栗・クルミ・クワ等)、放置農作物、生ごみ等に関する情報はありますか</u> ☐ 5-18 <u>クマの出没情報や痕跡(足跡・糞・爪痕等)らしきものはありますか</u> ☐ 5-19 景観が損なわれている場所がありますか	◆5 地区力の基盤を点検しよう ◎ 地区の環境について ☐ 5-6 子どもが遊べる場所がありますか ☐ 5-7 大人が遊べる場所がありますか ☐ 5-8 避難できる場所がありますか ☐ 5-9 空き家がありますか ☐ 5-10 災害の発生しやすい場所がありますか ☐ 5-11 交通事故が起こりやすい場所がありますか ☐ 5-12 見通しの悪い場所がありますか ☐ 5-13 少量の雨で水かさの増す川はありますか ☐ 5-14 そのほか、危険な場所がありますか ☐ 5-15 騒音・悪臭のある場所がありますか ☐ 5-16 獣害のある場所がありますか ☐ 5-17 景観が損なわれている場所がありますか

※本州と四国にはツキノワグマが、北海道にはヒグマが生息しています。ヒグマの方が体が大きいため、痕跡のサイズも大きくなりますが、特徴は同じです。

集落支援員制度の適正な運用について

▶ 制度趣旨と異なる運用が確認されたため、適正な運用について通知。

事務連絡
令和7年12月9日

各都道府県集落支援員担当課 御中

総務省地域力創造グループ過疎対策室

集落支援員制度の適正な運用について

平素より、集落対策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

集落支援員については、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号。以下「要綱」という。）に基づき、集落が直面する課題に対応するため、地域の実情に詳しい人材が集落の巡回・状況等の把握、きめ細かな集落点検、集落のあり方の話し合い、集落の維持・活性化に向けた取り組みについて市町村と協働して取り組む者とされています。

今般、一部の地方公共団体において、法人に対する委託契約の締結により任用された集落支援員について、集落支援員の主たる業務である集落点検及び集落のあり方に関する話し合いの促進の具体的な実施の確認が取れない事案がございました。

集落支援員は、要綱第4に定められているとおり、「集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実に行之、その結果を地方公共団体と共有する者」であり、また、その「役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること」、「あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること」が求められています。

集落支援員を設置している地方自治体（設置見込みを含む。）におかれましては、このことを改めて認識され、適切に集落支援員との連携を図っていただきますようお願いいたします。

なお、上記の要綱第4の条件を満たし、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進など集落対策を推進する集落支援員の設置や活動への支援に関する経費に限って、特別交付税措置の対象とすることとしておりますのでご承知置きください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

集落対策に関する研修会の開催

- 人口減少・高齢化が進む中で、各地域の集落においては、集落活動の担い手となっている世代の高齢化が進み、**地域によっては、集落における生活の維持が困難**になってきている。
- 地域住民の力だけでは様々な課題に対応していくことには限界があり、行政による支援が必要。
- **各自治体職員や集落支援員から集落対策に関する研修を望む声**が多い。
- これらを踏まえ、国、都道府県、市町村それぞれに求められる役割を改めて確認するとともに、役割を踏まえた活動を行っている事例を共有することにより、各地域における集落対策の取り組みが進むよう、**令和5年度から研修会を開催**（オンライン）。

研修会の概要（令和7年度） ※今年度も開催予定

研修会（1日目）

- （1）開催日時
令和7年12月2日（火）
- （2）主な受講対象者
集落支援員、地域運営組織の方、地域おこし協力隊の方
- （3）内容
 - 基調講演
徳島大学 総合科学部 教授 田口 太郎氏
 - 集落支援員や集落対策の取組を実践されている方の活動事例紹介
 - ・岡山県高梁市の地域づくりに関わっている方
 - ・新潟県村上市

研修会（2日目）

- （1）開催日時
令和7年12月3日（水）
- （2）主な受講対象者
集落対策に関わる自治体職員
- （3）内容
 - 集落対策に取り組んでいる自治体の集落支援員などとの関わり方について
 - ・大分県臼杵市
 - ・新潟県魚沼市

令和7年度の研修については1日目は400人以上、2日目は300人以上の方が参加し、

◆**今後の活動に活かせる具体的なヒントをたくさん得ることができ、大変有意義な時間であった**

◆**集落点検とはどういったことをすべきか、どのように活動を進めていくべきか、イメージすることができた**

など集落支援員としての今後の活動へのヒントや制度設計の参考になったといったコメントをいただきました。



過疎地域等の持続的発展のため、都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	POINT ・対象経費の上限額は年間 610 万円／人 ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業 務 の 例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等
- 特定地域づくり事業の推進
 - …特定地域づくり事業協同組合の設立・運営支援 等

【概要】

- 人口減少地域である過疎地域等においては、その暮らしに魅力を発見する人たちが出てきている一方、食料品や日用品を扱うスーパー・コンビニ等の閉店が進んでおり、移動手段に制約が増える高齢者の人口が2030～2040年頃にかけてピークを迎えることを見据えると住民の日常の買物の機会を確保するための対策が急務。
- 本調査研究は、近年、民間事業者による独立採算性の下では経営が成り立たない地域において、公設民営型による店舗運営や経営形態の最適化、地域住民の参画などによって買物環境が維持されている例が生まれていることから、全国の過疎地域等の取組を支援するため、先行事例等のノウハウを提供するもの。
- 市町村においては本調査研究の事例等のポイントを施策に活かし、国や都道府県においては過疎地域等に対してノウハウ面や財政面の支援を強化することが期待される。

報告書の概要資料
(8P) はこちら



【買物支援事業の実現に向けたフロー】

買物支援事業を官民連携で実現させるには、官民が会話を重ねながら、以下のような各段階を進めていくことが重要。

1. 事業構想の整理

- 地域の現状を把握し、公的支援の必要性、事業の持続可能性の見通しを明らかに。
 - 事業の形態や、行政の関わり方といった事業の全体像を整理。
- 【ポイント】・ ペルソナ分析、立地分析の実施 ・ 事業の多目的化
・ 住民のワガゴト化 ・ ICTの活用 ・ 地域資源の活用

2. 合意形成

- 地域、民間事業者、行政内部の合意形成
- 【ポイント】・ 事業者と、リスク分担や事業の社会的意義について密に対話
・ 住民アンケートの実施

3. 事業計画の作成

- 人員体制や財源を確保し、持続的な事業の実現のための計画を作成
- 【ポイント】・ 事業収支上の損益分岐点を下げるための工夫（左図参照）

4. 事業の開始、継続、発展

【買物支援に取り組む課題と工夫例】

本調査研究で取り上げた、買物支援の実施にあたり想定される主な課題と、官民連携による工夫例は以下のとおり。

【仕入れ】

小ロット発注による
仕入れ単価の上昇

- ・ ボランタリーチェーンによる仕入れの効率化
- ・ 商品に応じて地元卸や地元農家からの委託販売を活用

【物流】

既存物流網から外れる
地域への輸送コスト

- ・ 共同配送、混載によるコスト低減化
- ・ 既存店舗への物流網の活用

【販売】

集客の困難さ、利用客の
居住地の分散（低密な集落）

- ・ 移動販売の併用等、多様な販売形態の検討
- ・ 自宅から拠点まで「取りに来る」販売形態

【人材】

人材確保の困難さ

- ・ 地域運営組織、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり人材の活用
- ・ 営業日の限定、営業時間の短縮

【各種経費】

設備投資費用、水光熱費、賃料の負担

- ・ イニシャルコストの行政負担
- ・ 売場面積の適正化
- ・ 地域団体による公益的事業として、公共施設の空きスペースを無償提供

全国過疎問題シンポジウム 2026 in ふくい



● 注意：在填写时，应填明所报的“2007年度”为“2007年度”或“2007年度”，一般应填明“2007年度”或“2007年度”，不得填明“2007年度”或“2007年度”。

開催のご案内

大会運営

過疎問題 シンポジウム 2026ふくい

日本全国で人口減少が進み続ける中、特に過疎地域では人口減少が少子高齢化の進展により過疎化の深刻化や生活基盤の弱体化、産業衰退の加速など、さまざまな課題に直面しています。

一方で、これらの地域は豊かな自然や風土・風情などを有し、大都会の人材、食料の生産、自然資源の保全などを通じて、地域内外のみならず、国境を越える人々の生活や産業活動を支える社会的役割も果たしています。

このことから、過疎地域のさまざまな課題について、更なる課題を掘り出すとともに、活用の場から課題を共有し、参加者相互の交流を促すなど、人と人とのつながりを通じて課題を共有し課題を共有し課題とするための「過疎過疎問題シンポジウム2026ふくい」を開催します。

10.29

全体会

会場 | フェニックス・プラザエルビス大ホール(那珂市)

11:00 開会ブースオープン

12:00 受付開始

13:00 開会式 ●開会宣言 全国過疎地域連盟 福井県支部長(吉城敏明 氏)
●立席者挨拶 那賀大臣、(一社)全国過疎地域連盟 会長
●歓迎挨拶 福井県知事

13:20 令和8年度過疎地域持続的発展推進事業報告式

13:50 休会

14:05 基調講演

『「開拓人口」とウェルビーイング ～人口減少時代の地域づくり～』

講師 田中 輝美氏(筑波大学 地域政策研究 准教授)

15:00 休会

15:10 パネルディスカッション

『地域で見つける幸せな暮らし ～人が活躍・地域に活気・暮らしに活力～』

コーディネーター 高野 晃氏

(筑波大学 地域政策研究 准教授)

パネリスト 高野 晃氏

(筑波大学 地域政策研究 准教授)

吉田 真子氏

(筑波大学 地域政策研究 准教授)

澤崎 純知子氏

(筑波大学 地域政策研究 准教授)

井 貴臣氏

(筑波大学 地域政策研究 准教授)

16:55 次期副会長就任

17:00 閉会

10.29

交流会

会場 | ホテルフジタ福井(那珂市)

●交流会参加費が必要です。(開会費 予約/お一人様:7,000円)

那珂市の地図や資料もご用意しています。

皆様のご参加をお待ちしております。

※本大会終了後、那珂市と福井県との関係強化に努めます。

17:30 受付開始

18:00 開会

19:30 閉会